

社団法人 日本鋼構造協会 受託研究取扱規程

平成 14 年 6 月 11 日 理事会制定

(総 則)

第 1 条 社団法人日本鋼構造協会（以下「協会」という。）が、官公庁、機関・団体、民間会社等（以下「委託者」という。）からの委託申し出によって、調査、研究、試験並びに規格・規準作成等の業務（以下「受託研究」という。）を受託する場合の取り扱いは、この規程による。

(受託の諾否)

第 2 条 受託研究の受託の諾否は、運営委員会幹事会の議を経て、理事会において決定する。ただし、受託金額が 1, 0 0 0 万円未満の軽微なものについては、運営委員会幹事会の議を経て、会長が決定することができる。

2 前項の規定により会長が受託を決定した場合、受託研究の内容を速やかに理事会に報告しなければならない。

(受託手続)

第 3 条 受託にあたっては、委託者より予め件名、目的、内容、委託期間、委託金額等を明示した研究委託書の提示を求めなければならない。

2 前項の委託金額については、協会が直接收受する金額とし、受託研究との関連で委託者が他の第 3 者に支払う金額は含まれない。

3 研究受託書を委託者に提出後、研究責任者を定め、研究計画、研究予算、研究組織を予め立案し、委託者と研究委託契約書を取り交わすものとする。

4 契約の受託者は会長とし、研究実施の責任者は前項の研究責任者とする。

5 受託研究の成果の取り扱いについては、委託者と協議の上決定するものとする。

(研究担当委員会の決定)

第 4 条 協会は、受託研究の担当組織として、既存の委員会、或いは受託研究実施のために特別に設置する委員会又はワーキンググループ(以下「研究担当委員会」という。)をもって充てる。

2 前項の研究担当委員会の決定は、運営委員会幹事会が行う。

3 前第 1 項の規定により特別に委員会又はワーキンググループを設置する場合、運営委員会直轄の組織とするか又は技術・標準委員会の下部組織とするかの決定は、運営委員会幹事会が行う。

(受託研究の実施)

第 5 条 受託研究の実施は、研究担当委員会がこれにあたる。

2 研究担当委員会は、契約完了後、研究計画に基づき速やかに研究を実施する。

3 委託者の要望により中間報告を必要とするときは、研究担当委員会は、研究経過とともに資料を添えて報告するものとする。

(受託研究の完了)

第 6 条 受託研究が完了したときは、研究担当委員会においてその成果をまとめて速やかに報告書を作成し、委託者に提出するとともに、理事会にその概要を報告するものとする。

2 受託研究の成果については、委託者の了解のもとに、原則としてその概要又は全部を協会の機関紙等を通じて公表するものとする。

(受託費)

第 7 条 受託研究に要する予定経費(以下「受託費」という。)の内訳は、直接費と管理費とする。直接費とは受託研究実施のために直接に要する経費をいい、管理費とは人件費、借室料、減価償却費、光熱水道費、通信費、事務用品費等で、事務局の一般経費と区分が困難な経費をいう。

2 直接費のうち、直接人件費、謝金、旅費、交通費等の費用(国外出張の費用を含む)は、別に定める基準による。

(管理費)

第8条 管理費は受託研究1件当たりの受託金額に対し次の率による額をあてるものとする。ただし、実験装置(供試体を含む)を使用又は外部に実験を依頼する場合の適用率は、それに要する費用を差し引いた金額に対する率とする。

500万円未満	20%
500万円以上1,000万円未満	18%
1,000万円以上	15%

2 前項の規定にかかわらず、委託者に管理費について別に定めのある場合は、委託者と協議の上、管理費を別途決定することができる。

(受託費の受納)

第9条 受託費は、原則として一括・前納とする。ただし、受託研究が2年以上の期間を要する場合分割納入を可とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者に支払方法について別に定めのある場合は、委託者と協議の上、受託研究完了後の支払いを可とする。

(受託費の精算)

第10条 受託研究が完了し、第6条に定める成果を委託者に提出したときは、速やかに受託金の精算書を委託者に提出し、精算を行うものとする。

(帳簿)

第11条 協会は、受託費の収支を受託研究ごとに証書類を付し、記帳保管しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年6月11日より施行する。